

# 小佐々小学校いじめ防止基本方針

## 小佐々小学校いじめ防止基本方針

### 【めざす子ども像】

- やさしい子
- 考える子
- たくましい子

## I 基本方針

学校運営や教育活動全般にわたって、計画的、組織的な校内体制づくりをとおして、人権教育や生命の尊さを重んじる教育を推進するとともに、いじめ問題の解決や防止に向け、効果的な対応・方策のもと、きめ細かな取組を進める。

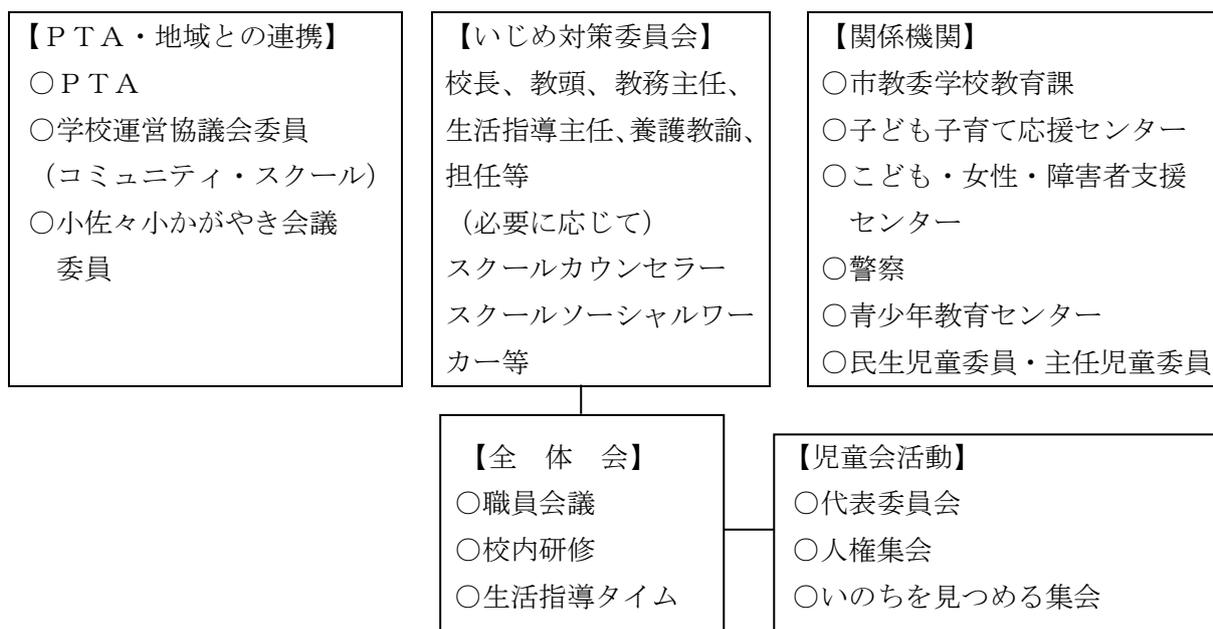
- いじめ問題の取組に向けた、校内外における指導体制を見直し、発生時の手順・情報伝達体制、役割分担、具体的に機能する組織の充実を図る。
- 児童に対し、生命の尊重、人権意識を高める指導を進める。
- 家庭や地域、関係機関との連携を密にし、いじめ問題の啓発や情報等の共有に努めるとともに、発生時における支援・協力体制を整える。

## II いじめ防止等の対策のための組織

### 【いじめ対策委員会＝いじめ・不登校対策委員会の設置】

全校体制での取組を進めるため、いじめ対策委員会を設置し、次のような取組の運用、調整にあたる。

- いじめ問題について、個々の事案の対応・対策を協議する。
- いじめ問題に関する基本的認識を高め、教師の指導力向上につながる研修を行う。
- いじめに関するアンケート調査や教育相談に関する取組の起案をする。
- いじめの相談・通報の窓口となる。



### Ⅲ いじめの防止等に関する措置

#### 【いじめの防止】

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

- 1 学校教育全体の中での実践的指導
  - (1) 学級経営を基盤とした連帯感の育成
  - (2) 達成感や成就感のある授業の実現
  - (3) 道徳教育と体験活動の充実
  - (4) 望ましい集団活動を展開する特別活動の充実
  - (5) 自己の在り方や生き方につながる総合的な学習の時間の充実
  
- 2 教職員の人権教育に関する研修の展開
  - (1) いじめ問題についての指導力向上を図る校内研修の実施
  - (2) 各種研修会への参加と研修内容の還元
  
- 3 保護者や地域との連携
  - (1) 広報活動による啓発
  - (2) 各種会議等の活用
  - (3) 授業参観等、学校公開

#### 【早期発見】

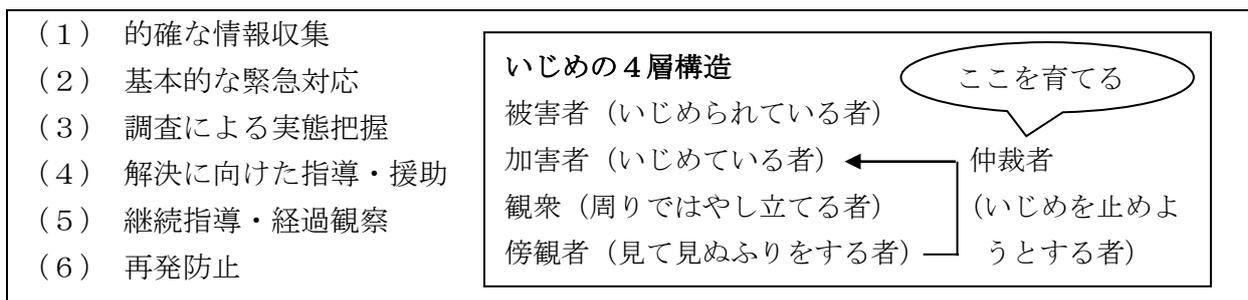
日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
  - ・生活指導タイム
  - ・職員連絡会
  - ・把握直後からの迅速な対応・情報共有
- (2) 「児童生徒理解支援システム」の効果的な活用
- (3) 「心の状況調査(i-check)」の実施と効果的な活用
- (4) 定期的な個人面談等の実施
- (5) 教育相談体制の整備
  - ・必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、関係機関や専門家の活用、連携
- (6) 連絡・指導体制づくり
  - ・校内の相談窓口の設置、保・幼・小・中校種間の確実な連絡体制づくり

### 【いじめに対する措置】

いじめ対策委員会を中心に、学校あげて組織的なチームとしての対応を図る。

- いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友だちや保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。
- いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
- 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらおうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。



### ○年間計画

4月	学校基本方針の確認	〈校内〉 生活指導タイム（毎月） 生活指導Sタイム(毎週) 保護者面談（夏季） 教育相談(随時) 〈外部〉 小佐々小かがやき会議 （年2回） 学校運営協議会 （年5回コミュニティ・ スクール）
5月	学校いじめ対策委員会（1）	
6月	いのちを見つめる強調月間 いじめアンケート(1回目)・児童との個別面談	
7月	保護者面談	
8月	校内研修	
9月		
10月		
11月	いじめアンケート(2回目)・児童との個別面談	
12月	人権教育月間 人権集会 校内研修	
1月	児童との個別面談	
2月	学校いじめ対策委員会（2）	
3月	取組評価	